

サンプル

京葉ガス健康保険組合
〒272-8580
千葉県市川市市川南 2-8-8
京葉ガス健康保険組合
Tel 047-322-1706

医療機関での治療内容についてのご照会

京葉ガス健康保険組合の事業運営につきまして、日頃より、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

健康保険組合では、被保険者の皆様からお預かりしている大切な保険料を、公平かつ適切に運用し、医療費の適正化に努めております。

その一環として、診療報酬明細書（レセプト）の点検を行っておりますが、令和5年4月診療分より、レセプトに記載の“外傷性疾患（ケガ）”が、交通事故等の第三者の行為によるものか、労働災害や通勤災害に該当していないか等の確認のため、『負傷原因調査票』を皆様にお送りすることとなりました。

今回、被保険者様又は被扶養者様が受診された外傷性疾患（ケガ）につきまして、状況のご照会のため、別紙調査票にてご回答のほど何卒よろしくお願いいたします。

また、照会の結果、第三者の行為による外傷と判明した場合は、別途ご連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

（調査票は同封の委託業者宛ての返信用封筒をご利用ください）

尚、第三者行為にかかわるご案内、調査等の実務に関しましては、外部専門業者「株式会社大正オーディット」に業務委託しております。

この負傷原因調査により知り得た個人情報の取扱いに関しては、厳重に管理・保護の上、医療保険給付の適正化を図る目的以外には使用することはありません。

【委託業者/問い合わせ先】

株式会社 大正オーディット

〒158-0094 東京都世田谷区玉川 2-21-1 二子玉川ライズ・オフィス7F Tel 03- 6805-6261

お問い合わせ受付時間：平日 9:00～11:30 13:00～17:00（除く土日・祝日・年末年始）

株式会社大正オーディットは健康保険関係の個人情報保護をふまえた療養費の点検業務を行う専門業者です。

業務委託により知り得た個人情報の取り扱いに関しては、診療報酬明細書（レセプト）の点検に限定し、他の目的には一切使用しないよう契約を締結しております。

サンプル

交通事故等にあったとき（第三者の行為によりおケガをされた場合）

健康保険で治療を受けるときは、すぐに健康保険組合へ連絡を！

第三者行為とは？

病気やケガ、死亡の原因が交通事故（自損事故を含む）、ケンカなど他人の行為が原因でケガをした場合、「第三者行為」といいます。

第三者行為と健康保険

第三者行為による医療費は本来、第三者＝加害者が自賠責保険（自動車損害賠償法に基づく強制保険）や任意保険などから支払うのが原則ですが、健康保険を使って治療を受けることもできます（※）。

ただし、健康保険で治療を受けた場合には、もともと加害者が支払うべき治療費を健康保険組合が一旦立て替えて支払いをしたことになり、その費用は健康保険組合が加害者（または加害者が加入する保険会社）に対して損害賠償を請求することになります。

（健康保険法第 57 条）

※ 業務上や通勤途上の病気やケガについては、健康保険ではなく労災保険で医療を受けることになります。

すみやかに勤務先へご報告いただき、労働災害の手続きをしてください。

届出義務

この請求をするためには、「第三者行為による傷病届」が必要です。その際は、「第三者の行為による届出」の書類をご提出いただく必要がございますので、ご協力賜りますようお願いいたします（健康保険法施行規則第 65 条）。

なお、健康保険で治療を受けたときは、示談する前に健康保険組合に治療終了日（症状固定を含む）を連絡し、ご自身で加害者と示談することのないようお願いいたします。